



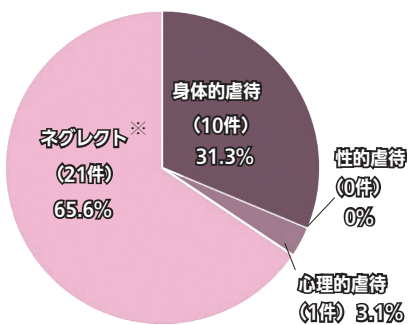
さしのべて あなたのその手 いちはやく

問合せ こども未来課 ☎ 33-8721

11月は児童虐待防止推進月間と女性に対する暴力をなくす運動月間です。

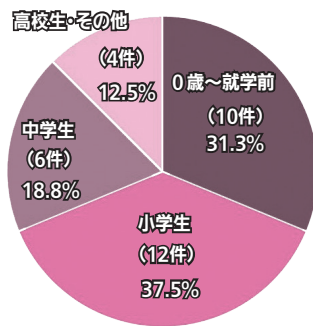
平成 27 年度 市の児童虐待に関する相談

種類別割合



※ネグレクトとは、食事を与えない、ひどく不潔にする、などの保護の怠慢や拒否行為です。

被虐待児童年齢別割合



児童虐待の状況

児童虐待についての相談件数は年々増えており、平成27年度の全国の児童相談所での対応件数は10万件を超えました。平成27年度に本市が受け付けた新規相談件数は32件でした。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



虐待かもと思ったら

児童相談所
全国共通3桁ダイヤル

いち 1
はや 8
く 9

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料がかかります。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や
こども未来課に連絡を

DVは重大な人権侵害です

DVとは、一般的には「配偶者やパートナー（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある、または、あった人からふるわれる暴力」という意味で使われます。多くは男性から女性にふるわれます。

DV（暴力）の本質は「支配とコントロール（自分の思いどおりにする）」です。相手を怖いと思ったり、支配されていると感じればそれはDVです。単なる一時的な夫婦げんかとは違います。

DVをひとりで解決するのはとても困難です。被害者を守る法律もあります。ひとりで悩まず、ぜひ相談してください。

児童虐待・DV 相談先一覧

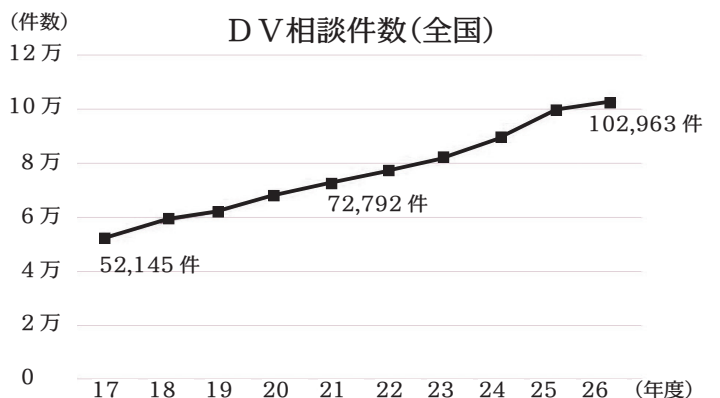
- こども未来課 (☎ 33-8721)
 - 市民相談室 (☎ 33-4452)
 - 県八代児童相談所 (☎ 33-3247)
 - 八代警察署 (☎ 33-0110)
- ※緊急の場合は110番へ



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



～DVの現状～
女性の約4人に1人が被害を受けたことがあり、相談件数は増え続けています。